

中国農村における民間金融の発展

やまもと ひろみ
山 本 裕 美

はじめに

- I 中国農業における信用割当
 - II 農村信用合作社の消長と改革
 - III 信用組合の経済分析
 - IV 農村における民間信用
 - V 「会」の経済分析
- 結 語

はじめに

本稿の目的は、中国農村における民間金融の諸問題を分析することにある。第I節では、シュルツ (T. W. Schultz) の農業における「資本制限」(capital rationing) の理論を中国農業に適用し、その実証分析を試みている。

第II節では、信用割当 (credit rationing) を現実を受けている中国農民に本来資金供給を行なうべき農村信用合作社 (以下、信用社) の展開過程を分析するとともに、鄧小平政権の農村信用社改革の展望を試みている。さらに人民公社解体時に公社資産を基礎に組織された農村合作基金組織の民営化問題を分析している。

第III節では、従来ほとんど分析が行なわれていなかった信用組合の経済分析をブレイバerman=グアシュ (A. Braverman=J. L. Guasch) のモデルに従って分析を試みている。

第IV節では、中国農村における民間金融の事例として有名な温州モデルと湖南省常德地区を紹介する。第V節では、温州市の会、旧中国の

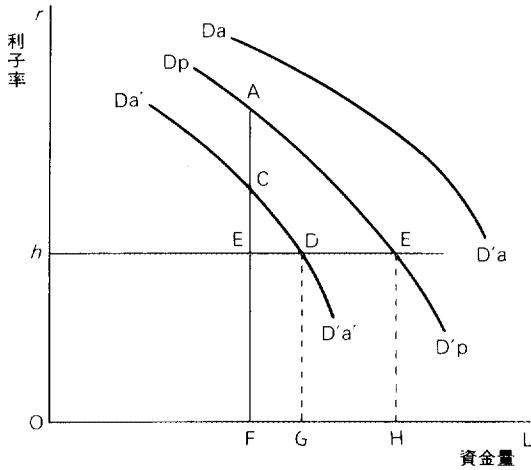
輪会、揺会、標会の内容を詳細に分析し、それらの組織の経済学的分析を行なっている。

I 中国農業における信用割当

アメリカの農業経済学者シュルツは農業における資本制限を、「農業における資本の限界投入量からの報酬率は資本一般利子率よりも大であるが、農民は主として彼らが直面する経済的不安定の故に、追加的資本の借入れを欲しないか、あるいは借り入れようとしてもできない」(注1)こととして定義した(理論的には現在、資本制限理論は情報の経済学では資本割当の範疇に入る(注2))。

農業の資本制限を図1でみてみよう。DaD'a は農民の強気の事前的予想限界報酬率曲線、Da'D'a' は農民の弱気の事前的予想限界報酬率曲線、DpD'p は農民の事後的予想限界報酬率曲線を表し、Oh を市場利子率とすると農民は本来 OH の資金を借り入れることが可能であるにもかかわらず、弱気のために OG しか借り入れられない。他方、金融機関は農業生産のリスクや価格の不確実性を考慮するために OG からさらに FG を割り引き、OF しか融資しない。シュルツ等は、GH を内的制限 (internal rationing), FG を外的制限 (external rationing) と定義した。外的制限が存在するとき農業の限界報酬率は FA となり、市場利子率よりも AE だけ

図1 シュルツの資本制限



(出所) 伊藤謙『経済発展と農業金融』東京大学出版会 1962年 26ページより引用。

高くなる。

このような農業における資本制限の実証は、一般に以下の方法で行なわれている。今農産物の生産量を Y 、労働を L 、資本を K 、土地を B とし、コブ=ダグラス型の生産関数を採用すると、

$$Y = AL^{\alpha}B^{\gamma}K^{\beta} \quad (1)$$

(1)式から、

$$\frac{\partial Y}{\partial K} = A\beta K^{\beta-1} \cdot L^{\alpha}B^{\gamma}$$

$$\frac{Y}{K} = AK^{\beta-1} \cdot L^{\alpha}B^{\gamma}$$

したがって、

$$\frac{\partial Y}{\partial K} = \beta \cdot \frac{Y}{K} \quad (2)$$

(2)式から、資本の限界生産力は資本の生産弾力性係数 β に資本の平均生産性を乗じることによって得られる。そして資本の限界生産力から資本の限界効率を導出し、この値が利子率より

大であれば資本制限が存在することになる。

土屋圭造はシュルツ学派の資本の限界効率の推計値が高すぎることを批判し、ケインズのい

う限界効率 $\frac{Q_1 - C}{C} \cdot \frac{1}{n}$ を推計することを主張している(注3)。 Q_1 =予想収益、 C =資本の供給価格、 n =耐用年数である。

中国農業のコブ=ダグラス型生産関数の計測事例はいまだ少ないが、ここでは山口三十四・王朝才の省別のクロスセクションによる計測事例(表1)を用いることにする。

第1に化学肥料の限界生産力を推計してみよう。山口・王のデータは1979~82年の4カ年平均を用いている。いま29省市の平均の農業総生産額 $Y=48.40$ 億元、化学肥料投入量 $K=34.47$ 万吨であるから、肥料の生産性 $\frac{Y}{K}$ は14.0元/kgとなる。化学肥料の生産弾性係数は0.27であるから肥料の限界生産力 $\frac{\partial Y}{\partial K}$ は以下のごとくなる。

$$\begin{aligned} \frac{\partial Y}{\partial K} &= \beta \cdot \frac{Y}{K} = 0.27 \times 14.0 (\text{元/kg}) \\ &= 3.78 \text{元/kg} \end{aligned}$$

『中国統計年鑑 1989』(注4)によると化学肥料の価格は標準トン当り1978年231.0元、80年237.0元、85年369.5元、88年539.9元である。ここで1980年の肥料価格237.0元を採用すると $\frac{\partial Y}{\partial K} = 15.949$ となり、圧倒的に貸出金利よりも高く、信用割当の存在を証明している。

以上の化学肥料の限界生産力の値はデータの問題もあると思われるので、よりミクロのデータを用いて資本の限界効率を推計してみよう。「農村住戸抽様調査資料」(注5)によれば、1986年の農家1戸当りの固定資産は831.96元である。他方山口・王による機械生産性は29省市平均で

表1 省別クロスセクションデータによる
農業生産関数の推計

	回帰式番号			
	(1)	(2)	(3)	(4)
土地 ln(B/L)	0.10 (0.95)	0.10 (0.96)	0.16 (1.58)	0.16 (1.54)
機械 ln(K/L)	0.29 (2.22)	0.29 (2.14)	0.50 (3.01)	0.50 (2.98)
化学肥料 ln(F/L)	0.30 (4.51)	0.27 (2.63)	0.27 (4.19)	0.27 (2.48)
教育 ln E		0.24 (0.56)		0.22 (0.55)
地域ダミー D			-0.33 (-1.96)	-0.33 (-1.92)
定数項	0.61 (6.03)	1.31 (4.27)	1.58 (7.14)	1.49 (4.87)
決定係数 R ²	0.61	0.60	0.65	0.64
標準偏差 S.E.	0.09	0.23	0.21	0.22
労働の生産弾性値	0.31	0.34	0.07	0.07

(出所) 山口三十四・王朝才「中国農業の地域差と生産関数」(『農林業問題研究』第25巻第2号 1989年6月) 7ページ 第3表。

(注) (1) 回帰式(1)~(4)は全国29の省、直轄市および自治区について推定したものである。(1979~82年の4カ年平均)

(2) かっこ内の数値は t 値である。また教育には識字率(1-非識字率)を用いた。

(3) L=労働力(万人), B=耕地(ha), K=総機械動力(1000馬力), F=化学肥料(100t)である。

$\frac{987.8\text{元}}{\text{hp}}$ (hp は役畜・商品家畜の価格) である。1986年の役畜・商品家畜の価格は上記の資料より334.05元であるから、資本(機械)の限界生産力は以下のごとく推計される。

$$\frac{\partial Y}{\partial K} = \beta \cdot \frac{Y}{K} = 0.29 \times \frac{987.8\text{元}}{\text{hp}}$$

$$= 0.29 \times \frac{987.8}{334.05} = 0.8575$$

いま土屋の資本の限界効率(m)を推計すると、

$$m = \frac{831.96 \times 0.858 - \frac{831.96}{10}}{831.96} = 0.758$$

ただし減価償却期間を10年と仮定している。資本の限界効率が0.758であるということは、貸出金利よりも圧倒的に高く、資本制限が存在していることを示唆している。

さらに化学肥料、機械を合計した資本の限界効率を推計してみよう。「農村住戸抽様調査資料」によると、1986年の調査村1人当りの化学肥料投入量は85.13kgで農家平均人口は5.07人であるから1農家当りの化学肥料投入量は431.61kgであり、化学肥料価格を0.3695元/kg(1985年)とすると化学肥料投入額は159.480元となる。なおこの場合、化学肥料の限界生産力は10.230と推計される。

以上の前提の下で資本の限界効率は、

$$m = \frac{\text{固定資産額} \times (\text{限界生産力} - 1/10) + \text{化学肥料投入額} \times (\text{限界生産力} - 1)}{\text{固定資産額} + \text{化学肥料投入額}}$$

$$= 2.121$$

と推計される。この資本の限界効率も貸出金利よりも圧倒的に高く、資本制限の存在を示唆している。

結局データ上の問題もあり、正確な資本の限界効率の推計は困難であるが、以上のような推計は、少なくとも資本制限の存在を示唆していると言えよう。なお、農家レベルのマイクロデータに不均衡理論を適用して農家の信用割当現象を説明する新しい方法もあることを付言しておく(注6)。

(注1) T・W・シュルツ著 吉武昌男訳「不安定経済に於ける農業」群芳園 1949年 216ページを参照。原著は、T. W. Schultz, *Agriculture in an Unstable*

Economy (New York: MacGraw Hill, 1945).

(注2) 山本裕美「中国における農業金融改革」(『アジア経済』第31巻第6・7号 1990年6・7月)を参照されたい。

(注3) 上屋圭造『農業経済の計量分析』勁草書房 1962年 第2章「農業の過剰就業と資本制限」参照。

(注4) 国家统计局編『中国統計年鑑 1989』北京中国統計出版社 1989年。

(注5) 国家统计局編『中国統計年鑑 1988』北京中国統計出版社 1988年。

(注6) このような分析については、G. Feder et al., "The Relationship between Credit and Productivity in Chinese Agriculture: A Microeconomic Model of Disequilibrium," *American Journal of Agricultural Economics*, vol. 72, no. 5, Dec. 1990, pp. 1151-1157を参照されたい。

II 農村信用合作社の消長と改革

1. 農村改革以前の信用社^(注1)

信用社は抗日戦争期に革命根拠地を中心に発展した。陝甘寧辺区の延安南区合作社は1938年に信用業務を開始し、43年に正式に信用社を設立した。解放区の信用合作事業は党中央の指導下に発展した。1949年の不完全な統計によれば、全国の解放区には880余りの信用合作組織が存在した。

1949年の新中国成立後、社会主義改造過程において信用合作は農村合作経済の重要な要素の1つであると規定されている。1953年の中共中央の農業生産合作に関する決議^(注2)は、「農業生産互助合作、農村供銷合作、農村信用合作は農村合作化の3つの形式である。この3つの合作は相互に分業し、連携し、促進し、徐々に生産合作の基礎の上に農村経済活動と国家の经济建设計画を連結し、徐々に生産合作の基礎の上に小農経済を改造する」と述べている。当時、

信用合作組織には信用社、供銷合作社付属の信用部と信用小組があった。そのうち信用社は信用合作組織の中核的組織であった。1955年の統計によれば、全国の信用社は15.9万に上り、入社農家は9000万余に達した。

社会主義改造が終わった1956年以後は、信用社本来の機能に対する認識が不足していたため、ある地方では信用社は撤廃され、ある地方では農業社の信用部になってしまった。これらの措置は信用社の独立性を損ねることになった。信用社は第1次組織改革により、信用合作を正常な方向に戻そうとしたが、1956年以降の信用社に対する誤った措置はしかるべき教訓を生かさなかった。1958年の大躍進期と66年以降の文革期にもまた同様の誤りがあった。農村の信用合作は大きな損失を被った。農村金融管理体制は不当に権限が下放され、信用社はその独立性を失ってしまった。人民公社時代の1958年に銀行営業所と信用社は人民公社信用部となり、人事権、財産権、資金利用権はすべて人民公社の所有するところとなった。文革期間中は貧・下層中農による信用社管理を実行したが、人事権、財産権、資金使用権は社隊に属した。これら2種類の信用社管理方法は、形式は異なるが、実質は同じで、信用社の存在を否定し、農村金融の独立性を否定するものであった。しかも貸付のこげつきが生じる一方預金の取り出しもできず、銀行は通貨増発に追い込まれて銀行の融資活動と市場の安定に大きな影響を及ぼした。

2. 「信用合作社章程準則草案」^(注3)

農業銀行は1951年に初めて「信用合作社章程準則草案」を公布した。この草案は6章32条から成り、その内容は以下のとおりである。詳細については本稿末尾の付録を参照されたい。

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 業務（第4条～第6条）
- 第3章 社員（第7条～第12条）
- 第4章 組織（第13条～第25条）
- 第5章 資金と決算（第26条～第31条）
- 第6章 付則（第32条）

以上のような内容をもつ「信用合作社章程準則草案」は1957年1月に「農村信用合作社示範章程草案」^(註4)として修正・公布された。この新草案は旧草案よりもより社会主義的な平等性を打ち出したものであると言える。この新草案による主な修正は以下の諸点である。

「第1章 総則」は大幅に修正され、第3条の社員の相互保証責任が全面的に削除されていることは、ある意味では信用協同組合の基本的性格を損なうものであろう。

「第2章 業務」の第4条の実物預貯金の用語は抹消された。新草案は、「有借有還（借金は返済する）」の原則を主張するとともに、社員のみならず未加入の貧民への貸出を行ない援助することを規定している（第4章第23条）。一方、旧草案の第4条第2項は信用社に余資があり、国家が承認した場合のみ非社員への貸出を認めている。この点も新草案における組織の社会主義的平等性を反映している。

「第3章 社員」では第8条が入社費人民元0.1元、出資金1口米20～30斤と規定しているが、新草案では数字上の規定はなくなり、出資金は大多数の社員が負担可能な額を標準とすると規定している（第3章第8条）。この点もまた平等性を強調していると思われる。さらに出資金の分割納付の期限が6カ月に限定されていたが、新草案では削除されている（同第8条）。また第9条退社規定では依願退社の場合は年末決

算後1カ月以内に出資金を返還し、移動による退社の場合は理事会の許可後1カ月以内に出資金を返還することが規定されているが、新草案では1カ月以内という規定は削除されている。また社員の死亡時の措置は新草案では削除されている。第10条の社員義務の第4項の新社員獲得は、新草案では削除されている。

「第4章 組織」の第14条は社員大会または社員代表大会の職権を6項目規定しているが、新草案では信用社が設置を求めている工作人員および賃金または補助金を決定することが付け加えられている（第4章第15条）。旧草案の第15条にある社員の5分の1または代表の3分の1以上の請求があれば臨時社員大会または社員代表大会を開催できるという条項は、新草案では削除されている。旧草案の第16条では理事の定員は5～10人と規定されていたが、新草案では7～15人と拡大されている。旧草案の第17条は理事会の職権として本社社員の拡充と業務計画については国家銀行の批准を得て執行すると規定しているが、新草案ではこの部分が削除されている。また社員の最高信用額の審査も削除されていることは平等性の証明となろう。さらに旧草案の第18条は新草案では完全に削除されている。

新草案の第3章第16条は理事会の職権として、(1)剰余分配案または損失補償案の制定、(2)社内工作人員の指導、業務の経営、日常工作業務の処理並びに社会主義的工作の競争の推進、(3)社員小組の工作の推進への指導等、を新しく付加している。

旧草案の第20条は監事の定員を3～9人と規定しているが、新草案では5～9人と規定されている（第3章第17条）。旧草案の第22条は理事会が監事会の通知を受け取って10日以内に異な

る意見を提出しない場合は通知に従って執行すると規定しているが、この規定は新草案では削除されている。旧草案の第23条は社員代表、理事および監事がある決議に同意できない場合はその意見を会議議事録に記入できると規定しているが、新草案の第3章第18条ではこの部分は削除されている。旧草案の第25条は社員小組を15人前後と規定しているが、新草案の第3章第15条では30人と2倍の規模に拡大されている。また同25条の第1～4項は、すべて新草案の第15条では削除されている。この社員小組の規模拡大は、「大躍進」の「一大二公（1に大規模、2に公有）」の思想の先駆けとみることができる。

なお、新草案では信用社員の工作（第3章第19条）、信用社幹部（社員代表、理事・監事主任、理事、監事、社員小組長）の1年任期および連続選任の承認（第3章第20条）等が付加されている。

旧草案の「第5章 資金と決算」は新草案の「第5章 財務および損失処理」でほぼ受け継がれているが、第28条の第4項は新草案では削除されている。また同条第5項では出資金の配当は剰余の20%を上限としているが、新草案第32条では40%に改定されている。旧草案の第29条は新草案ではすべて削除され、社員の出資金のみの有限責任に改定されている。これらの修正も社会主義的平等性への動きを示している。

3. 調整期における信用社

1962年11月に中共中央、国务院は人民銀行総行の「農村信用社の若干の問題に関する規定」^(注5)を批准し、各地に通達した。調整期の規定だけに農民の貯蓄を保護する条文がみられる。その主な内容は以下のごとくである。

- (1) 信用社の性質、任務および組織指導関係
信用社は農民の資金互助組織であり、国家銀

行の助手である。信用社の出資金、蓄積およびその他の財産は信用社社員集団所有に属する。信用社が吸収した預金は預金者に属する。信用社の資金は独立採算である。信用社の資金、預金はいかなる部門も個人も徴発する権利をもっていない。

信用社の主要任務は、本社の範囲内で農村の遊休資金を収集し、農民の副業生産や生活上の一時的な資金難を解決し、農業生産の発展と人民公社の強化と発展を促進することにある。信用社の資金が余ったときには人民銀行に預金し、資金が不足したときには人民銀行に供給してもらう。

信用社の機構設置については、人民公社の範囲に応じて信用社を設置してもよいし、経済区に応じて集鎮に設置してもよい。信用社の業務は人民銀行の指導を受ける。

(2) 信用社の業務経営

信用社の業務は以下の通りである。①農村貯蓄と公社、生産大隊・生産隊の預金を預かる。②農民に短期貸付を行なう。資金が余っているときには、生産隊に対して一部分は短期運転の農業生産費用貸付を行なってもよい。③人民銀行委託業務を行なう。信用ステーションは信用社の指導の下に農村貯蓄と農民に対する貸付を扱ってもよいし、また貯蓄のみを扱い、貸付を扱わなくてもよい。信用ステーションの貸付計画は信用社の批准を経なければならない。

信用社の行なう農村貯蓄、預金業務は以下の規定に従わなければならない。①農村貯蓄、預金は「存款自願、取款自由（預金は自主的に、引出しは自由に）」の原則を貫徹し、預金者の秘密を守る。命令や言いがかりは許されない。②預金支払準備金を用意し、預金者の引出しを保

証する。③貯蓄は永久に個人の所有であるという政策を実行する。貯蓄はいかなる人や単位の徴発も受けない。④現物貯蓄は認めない。預金、貸付を利用する方式で社隊のために農民投資を動員することは認めない。信用社の預貯金通帳を社隊に貸して賃金や収益分配に使用したり、強制貯蓄を行なうことは許されない。以上の諸点には農民の貯蓄を保護する姿勢がみられる。

信用社の貸出は以下の規定を守らなければならない。①信用社の農民に対する貸付金は、農民の副業生産や生活上の一時的困難の解決を援助するものであり、農民の商業経営やその他の投機活動に貸し出されてはならない。幹部が借金できない困難があるときは、規定に従い処理し、特別扱いしてはならない。信用社が生活ローンを貸し出すときには必ず救済ローンと分離し、救済ローンで解決できるものは解決し、信用社貸付を用いてはならない。②信用社の生産隊に対する貸付は生産費用にのみ用いるべきで、基本建設、賃金、収益分配、その他開発性の支出に用いてはならない。信用社の貸付は人民銀行の農業貸付と統一按排し、生産隊の効率的節約的使用を援助する。③信用社の各種貸付の期限は最長でも1年を超えない。④信用社の貸付は政策と規定に従い審査し、私利を図ってはならない。⑤信用社の各種貸付は「誰借誰還、到期帰還（借りた金は、必ず返済する）」の原則に従う。以上の規定は平等性よりも効率性を重視したものである。

信用社の農村貯蓄、預金の金利は人民銀行の金利と一致させる。信用社の貸出金利は人民銀行の農業貸出金利よりも若干高くなってもよい。各省・市・自治区人民委員会は一定の金利幅を規定し、信用社にその範囲内で確定させてもよ

い。信用社が行なう人民銀行の委託業務は規定に従い手数料を取ってよい。

信用社は民主集中制を実行する。①信用社社員代表大会は全社最高権力機関であり、業務計画、損失処理、財務予算および決算、幹部配置、幹部福利、幹部賞罰、貸出金利等の一切の重要事項は社員代表大会により決定される。信用社の帳簿は定期的に全社員に公表する。②信用社は全社の日常業務を指導する理事会を設置する。また会社の業務と財務工作を監督する監事会を設置する。③信用社は各生産隊で社員小組を組織し、貯蓄・貸付政策を宣伝し、社員の要求と意見を反映する。

信用社の剰余はまず公積金に当て、貯蓄を増加させる。次に一部分を出資金に対する配当として社員に分配する。その次に一部分を奨励金と福祉金にし、幹部の奨励・福祉を行なう。分配比率は各省・市・自治区人民委員会が規定する。剰余の公積金への充当は信用社の資本蓄積を重視したものであると言える。

信用社の幹部は簡素化原則と業務需要に基づいて配置する。経済が未発達で業務量が少ない地方では幹部の人数は少なくてもよい。経済の発達した業務量の多い地方では幹部の人数は多くしてもよい。信用社幹部は生産から離脱すべきであり、信用ステーションの幹部は生産から離脱してはいけない。信用社の主任は社員の民主的選挙により選出される。信用社幹部の待遇（賃金、口糧〔配給食糧〕、副食品、日用品供給等）は、人民公社の同等級幹部の待遇基準に照らして行なう。業務量が少なく利息収入の少ない地区の幹部の賃金は低くしてよい。

信用社幹部の賃金は信用社が支払う。信用社の生産を離脱した幹部の口糧は国家が供給する。

信用社幹部の貸金補助は信用社が支払う。補助額は信用社の業務量の多寡に基づき規定する。信用ステーション幹部には、信用社の貸金補助を除いて公社・生産隊はその他の補助を与えない。これらの諸点も効率性を重視した措置であると言える。

信用社幹部が頻繁に移動するのはよいことではなく、信用社幹部に継続して長期にわたって信用社以外の業務をさせることはできない。この措置もまた効率性重視から出たものである。

以上のような現在の信用社改革にも通用する発想は、文革の発動とともに消え去ったのである。

4. 信用社改革の展望

中国の信用社がロジデール原則に反している点は以下の通りである^(注6)。第1点は差別政策・優遇政策を欠いていることである。農民は出資の有無にかかわらず一様に信用社サービスを受けることができる。しかも信用社の利潤動機の高まりとともに社員に対するサービスが放棄される事態となっている。1983年以前は、一部分の信用社は株主台帳も失い、一部分の社員は自らの出資分をも忘れてしまうということが起こった。1983年の信用社体制改革以来、少なからぬ地方は社員サービス面における規定を制定したが、非社員に対する貸出制限と金利調整、社員に対する優先貸出と優遇金利は盛り込まれていない。信用社が貸付対象を選択する基本は利益性、効率の高低等にあり、社員・非社員の前提は考慮されていない。

第2点は非合理的利潤分配である。1983年以前の信用社の長期にわたる低金利政策は中国の金融体制の高度な集中統一の結果であり、信用社の社員に対する優遇原則を意味していたわけ

ではなく、一部の信用社には損失をもたらした。1983年の信用社体制改革以来、信用社は経営観念の強化とともに貸出基準金利の引き上げ、変動金利の推進を通じて一定の利潤を確保している。しかし利潤分配では信用社の経営者は優先的地位を占め、社員への分配と集団蓄積は無視されている。信用社の資金源は社員であり、利潤と配当の形式で社員に返還すべきであり、蓄積した利潤も社員に帰属すべきものである。しかし現実には社員は配当を得るだけである。このほか信用社所有者たる社員は経営の損失に対して責任を負わない。社員は信用社に対して一定の出資金を出しているから本来出資金に応じた責任を取るべきであるが、事実上相応した権利も責任もない。損失が生じると国家銀行が補填し、不足分は帳簿に記載して、懸案となるだけである。同時に利潤分配においては徴発、利潤の不合理な使用等がなお存在している。

第3点は民主的管理が行なわれなかったことである。信用社管理体制は文革の影響を受けて全民所有制に急ぐ余り政府・国家銀行の干渉が多くなったために官営となり、社員の民主的管理の権利が失われた。1983年以降「民主弁社、社員弁社（民主的に信用社を管理し、社員が信用社を管理する）」が提唱されているが、実体は形式的なものにすぎない。

信用社を真の合作経済組織にするために以下の点に留意しなければならない。第1に、信用社の規模が大きく、農村経済発展に対する作用が大きいと同時に、国家経済、金融政策からの制約もまた大きいことである。信用社は直接間接に国家貸付計画を均衡させる任務を担っており、甚だしき場合には銀行貸付計画を均衡させる道具になっている。特にマネー・サプライを

引き締めるときに、国家銀行の信用社経営活動に対する管理は厳しい。現段階では信用社の自主経営、「多存多貸（預金が豊富で貸出も多い）」の経営を認めることはできない。たとえ経済金融情勢が好転しても信用社の自主経営には限度がある。

第2に、銀行・信用社間の関係が非合理的なことである。銀行の信用社に対する高度の管理は信用社の自主経営権を無視している。特に貸出審査権、金利変動権等について、銀行はマクロ管理と自らの必要のために信用社の性質と利益を無視している。銀行の信用社管理機能が不明確で手段・方法も不完全であるために、信用社が直面している政策問題は解決できない。

第3に、地方行政の介入が大きいことである。この種の介入を制するためには信用社は余りにも無力であり、関係法律・監督方法も欠いているため多方面で地方行政に依存せざるを得ない。地方政府の信用社に対する介入は、機構・行政区設置、行政指令貸付等を含めて信用社の合作原則の実現を阻んでいる。

第4に、農民が協同精神を欠き、民主的管理意識も弱く、協同精神、民主意識の宣伝も不足していることである。

以上のような原因が信用社の独立的効率的経営の実現を困難にしている。現在の信用社の実質は集団所有制金融企業である。集団所有制であることは信用社を專業銀行から区別し、信用社の独立採算・自主経営を質的に規定し、他方金融企業であることは信用社を合作経済から区別している。信用社が真の企業になるためには利潤の追求を中心として貸出サービスを展開し、経営管理を強化し、企業化を実行しなければならない。そのような信用社の企業化の手段

として、近年信用社の株式制化が主張されている(注7)。

5. 農村合作基金会

1984年末の人民公社の解体以来、人民公社の資金、資産を元本として農村合作基金会（以下、合作基金会）を組織する動きが活発化している。1993年末現在全国で合作基金会の数は12.84万に達し、そのうち郷鎮級合作基金会は1.78万、村級合作基金会は11.06万あり、全合作基金会が集めた資金は総額255億元に達している(注8)。以下に河北省唐山市の事例を示す。

河北省唐山市の最初の合作基金会は1986年春遼西県酒河橋鎮で設立され、89年現在、全市13県区が合作基金連合会を設立し、358の郷鎮級合作基金会を擁するに至っている(注9)。358の郷鎮級合作基金会のうち322の合作基金会は金融業務に従事している。

合作基金会の経営は以下のごとくなっている。合作基金会は、郷鎮農経サービス・ステーションの委託を受けて農村の集団資金を管理する合作経済組織である。その株主代表大会は董事会（理事会）を選出し、董事会は独立採算、自主経営、民主的管理を実施する。制度としては定款の他に現金管理、資金貸付審査、利潤分配、業務人員の責任制および賞罰制度がある。その資金源は、「包乾到戸制（個別経営請負制）」導入以前の各村の公共蓄積金、「包乾到戸制」導入後の集団留保、郷鎮集団企業の生産発展・大修理・減価償却基金、国家が農村集団企業に対して減免した租税、郷鎮政府の土地費・資源費、企業の郷鎮政府に対する上納利潤、郷鎮が徴収する「以工補農（工業からの資金で農業を補助する）」の資金、郷鎮が徴収する教育費・優待慰問費・計画出産費、国家・地方財政の援農資金、

個人の出資および個人資金等であり、株式形式を採っている。その貸付は、農業、短期小額、流動資金を主とするとの原則に基づいたものであり、国家基準金利に従ってサービス料を徴収する。その利益分配は免税されており、利潤の70%は出資者へ、残り30%は合作基金会の蓄積に分配される。

両級の合作基金会は2.67億元の資金を保有し、貸出残高は2億3640万元に達している(1988年)。1988年末には13の県区合作基金連合会の運営資金は1.17億元に達し、303の集団企業、6392の「両戸一体(専業戸、重点戸、農民連合体)」を支えている。322の郷鎮級合作基金会出資金総額は1.5億元に達し、累計貸付残高は1.6億元に及んでいる(1988年)。その内訳は、1614の郷村集団企業に対して8000万元、2379の農民連合体に対して1584万元、4706戸の専業戸に対して1919万元、4万449戸の農家に対して2696.8万元、その他の1700の集団・個人経営に対して1449.1万元等である。両級合作基金会の貸付は2.595億元の生産を創出し、1500万元余りの利潤を上げた(1988年)^(注10)。

このような合作基金会は、上述のごとく農村の資金不足を改善し、農村経済の発展に寄与するとともに以下のような効果をもたらした。

(1) 合作基金会は農業銀行・信用社の改革の深化と業務の発展を促進した。合作基金会は、農業銀行・信用社の業務の補完的役割を果たすとともに余剰資金を農業銀行・信用社に預金する一方、農業銀行・信用社の競争相手の役割も担っており、これが農業銀行・信用社の内部改革を促進した。1988年6月に河北省唐山市の農業銀行・信用社は経営請負責任制を実施した。その経済指標は、各種預金増加率、資金利用率、

資金回転率、焦げ付き貸付金回収率、資金損失率、資金コスト率、1人当たり平均税控除前純益増加率である。同年11月末の統計では全市の農業銀行・信用社の各種預金残高は15.7億元に達し、前年同期比で2.8億元増加した。貸出残高は9.1億元に達し、前年同期比で2.7億元増加した。

(2) 合作基金会は農村の財務管理水準を高めた。河北省唐山市では1981年から家族請負責任制が普及したが、それとともに農村財務管理が混乱して集団蓄積は減少した。全市の農村集団蓄積は1980年の8.6億元から84年の6.3億元へ減少した。1985年に市は全面的財政改革を実施し、集団資金の郷機関(農経サービス・ステーション)による管理を行ない、集団蓄積は7.2億元に回復したが、経営管理の不手際により86年には集団蓄積は7.08億元に下落した。1987年下半年から88年までは合作基金会が設立され、資金の管理・貸付機能が完全に実施されたため、集団蓄積は8.2億元に増加し、合作基金会の集団資金は1億2299万元に及んでいる。

(3) 合作基金会は資金の流れを調節し、農民の浪費を抑制した。例えば、遷安県は1988年6月に農民の遊休資金1000万元余を吸収した。

(4) 合作基金会は民間の金利を抑制した。ここ数年来、「両戸一体」は民間金融市場に依存せざるを得ず、民間の貸出金利は最高2.5%以上で銀行・信用社の金利の数倍になっていた。そこで合作基金会は資金を国家基準金利に応じて貸し出し、民間金利を抑制した。

合作基金会の組織の未来像は以下のごとくである。第1段階として、合作基金会は農経サービス・ステーションから分離して独立すべきである。第2段階として、郷鎮級合作基金会は農村信用社と合併すべきである。第3段階として、

県から村に至るネットワークをもった資金サービス体を形成する。例えば、遷安県は合作基金連合会を設立し、自己の業務を行なうほか、郷鎮級合作基金会間の資金調整を行なっている。同県においては、40の郷鎮は合作基金会を設立し、529の村のうち108の村は合作基金ステーションを設立しており、全県12.1万戸の農家は合作基金会に1110万余元を出資し、全資金の4分の1を占めている^(注11)。

以上の提案のごとく合作基金会の民営化が主張されている。さらには現在他の諸調査からも示唆されている合作基金会の主たる改革は、①組織機構と監督、②資金投入の管理、③収益分配の確定、④経営範囲の選択、の諸点に関するものである^(注12)。①では会員大会あるいは代表者大会を組織して合作基金会の管理機構・内部監督機構の設置・人員配置について決定すること、②では与信は短期で小額を旨とし、農業生産流動資金不足を解消すること、が挙げられている。③では合作基金会は一種の株式制の組織となし、収益分配においては組織全体と個人の利益のバランスを考慮することが挙げられている。例えば、四川省の統一規定では、合作基金会の従業員の報酬・ボーナス・その他の各種業務費用は一般に分配収入の15%に抑えるべきであり、最高でも20%を越えるべきではないとしている。そして、以上のような各支出を差し引いた残りの純収入は出資額に応じて分配するとともに、リスク保証金と公積金の合計より少ない公益金を増加させることを規定している。④では政府が法律・政策によって合作基金会の経営範囲を規制するように主張している。と言うのは大多数の合作基金会は預金業務は行なっていないが、湖北省黃州市合作基金会のように省

政府から金融改革実験単位として認可を受け、預金業務を開始した所も出現しているからである。このように合作基金会は金融機関として、より明確な性格付けを迫られているのである。

(注1) 周志祥編著『農村財政金融問題』北京 中国人民大学出版社 1985年。

(注2) 「中共中央關於發展農業生產合作社的決議」《政治經濟參考資料》江西人民出版社 1959年/周志祥編著『農村財政金融問題』。

(注3) 路建祥編『新中国信用合作發展簡史』北京 農業出版社 1980年 15~23ページ参照。

(注4) 同上書 67~75ページ。

(注5) 「中国人民銀行總行《關於農村信用社若干問題的規定》」(路建祥編『新中国信用合作……』)110~113ページ。

(注6) 万水延「対現段階我国信用社性質の探討」(『經濟參考』1989年12月4日)。

(注7) 李修東・孟建斌・豊学兵「論中国農村信用社の深化改革問題——兼論股分合作制模式的發育——」(『農業經濟問題』1992年第8期)。

(注8) 陳吉元・胡斌「論發展農村合作基金的深層意義」(『中国農村經濟』1992年第9期)。

(注9) 楊才・張杰「淺談農村合作基金会」(『中国農村經濟』1989年第8期)。

(注10) 同上論文。

(注11) 同上論文。

(注12) 例えば、陳吉元・胡斌「論發展農村合作基金……」。

III 信用組合の經濟分析

ブレイバermanニグアッシュ^(注1)は簡単な信用組合の理論を提示している。

農民は不確実性の下で生産活動を行なっている。生産には資本と農民自身の労働が必要であり、リスクには農民個人固有のものとするすべての農民に共通のものがある。可処分所得は、生産物の売上げから資金返済費用を差し引いたものと、借入のうち生産ではなく消費に使用する

分からなる。以下の記号を定義する。

- v : 共通のリスク
- h : 農民個人固有のリスク
- a : 農民個人の努力
- K : 農民個人の資本投入
- r_m : 利子率
- \bar{K} : 借入限度額
- Y : 農民の所得
- α : 借入のうち消費に使用する比率
- p : 生産物価格
- V : 不効用
- E : 期待値

生産関数を $Q(v, h, a, K)$

効用関数を $U(\alpha K, Y, a) = U_1(\alpha K) + U_2(Y) - V(a)$

とすると農民 i の最適化行動は、

$$\begin{aligned} \text{Max}_{\{\alpha_i, K_i\}} & U_1(\alpha_i K_i) + EU_2(Y) - V(a_i) \\ \text{s.t.} & Y = pQ_i - (1 + r_m)K_i \\ & Q = Q\{v, h_i, a_i, (1 - \alpha_i)K_i\} \\ & 0 \leq \alpha_i \leq 1 \\ & 0 \leq K_i \leq \bar{K} \end{aligned} \quad (3)$$

内点解のための1階条件は、

$$EU'_2(pQ'_a) - V' = 0 \quad (4a)$$

$$U'_1 K + EU'_2\{pQ'_k(-K)\} = 0 \quad (4b)$$

$$U'_1 \alpha + EU'_2\{pQ'_k(1 - \alpha) - (1 + r_m)\} = 0 \quad (4c)$$

信用組合に入らない農民の最適化行動を考えよう。その解は K^m, α^m, a^m で表される。その時の効用関数を \bar{U}^m とすると、 α^m が大きいほど解が求まらない可能性が高くなる。したがって α が農民によって高く選択されることが信用組合の失敗の原因となる。

次に、農民が信用組合を形成するか、または

それに参加する可能性についてみてみよう。ここでは組合のメンバー全員が返済責任を負う。信用の安全性は組合員全員の共同返済で保証され、それによって小農への貸付のリスクを分散させる。返済不能の場合、償還されるまで全員に対する信用が停止される。これは借入金の返済率を高める効果をもたらす。

総所得が平等に分配されると仮定すると、信用組合における農民の行動は以下のごとく定式化される。

$$\begin{aligned} \text{Max}_{\{\alpha_i, K_i\}} & U_1(\alpha_i K_i) + EU_2(Y) - V(a_i) \\ \text{s.t.} & Y = \frac{\sum_{i=1}^n \{pQ_i - (1 + r_c)K_i\}}{n} \\ & Q_i = Q_i\{v, h_i, a_i, (1 - \alpha_i)K_i\} \\ & 0 \leq \alpha_i \leq 1 \end{aligned} \quad (5)$$

r_c はグループに課される利子率である。この定式化では共同返済を採用している。すべての所得と借入は農民に平等に分配される。1階の条件は以下のごとくなる。

$$\frac{EU'_2(pQ'_a)}{n} - V' = 0 \quad (6a)$$

$$U'_1 K + \frac{EU'_2\{pQ'_k(-K_i)\}}{n} = 0 \quad (6b)$$

$$U'_1 \alpha_i + \frac{EU'_2\{pQ'_k(1 - \alpha_i) - (1 + r_c)\}}{n} = 0 \quad (6c)$$

すべての農民は同様のナッシュ均衡を求めるので、 n 個の1階の条件が成立する。ここで α_i, a_i がグループの他のメンバーに観察できないので、モラル・ハザード(moral hazard)の問題が生じる。観察可能な変数は K_i とグループ全体の生産量だけである。ここでは Q_i も観察できないとする。

(3)式と(5)式の解を比較すると、トレード・オフの関係は明白である。(3)式の下では農民は個別に行動し、その行動に誘発された所得はすべて確保するが、高い投入財コストと大きな所得の分散および信用割当を伴う。(5)式の下では農民は低いコストと小さな分散から利益を得るが、自分の貢献した所得の n 分の1しか受け取ることができない。彼の他の農民に対する戦略的行動はナッシュの非協力ゲームを意味し、一般的な所得プールに対して自らの貢献を低くする。(6)式の1階の条件を(4)式の最適解による最適値と比較すると、(6a)式の条件は負となり、より低い貢献を表している。(6b)式の条件は正となり、信用のより大きな部分が非生産的活動に用いられることを意味する。(6c)式の条件は正となり、より大きな信用が借り入れられることを意味する。

(5)式による配分は明らかに次善であり、最適ではない。この問題は共同所有とチームによる生産の問題と同じであり、その配分はパレート最適ではない^(注2)。生産物と返済義務が平等に分配されるような非競争的行動は非効率的である。非効率の原因は農民の側にモラル・ハザードとフリー・ライダー (free rider) の問題が生じることにある。多くの信用組合の失敗の原因はここに帰する。スティグリッツ (J. E. Stiglitz) は、これらの問題を解決する監視 (monitoring) を導入した相互監視モデルを作成している^(注3)。

中国の農村信用社に関しては第II節でみたように、1957年の新草案では社員の相互保証責任を排除するとともに、あらゆる点で社会主義的平等性が強調されている。この事実は正に上述のナッシュ均衡と同じ問題を信用社が抱えていることを示している。信用社は、「内部組織の

経済学」^(注4)からみると「仲間組織」の域を出ず、企業組織生成に必要な「監視+差別賃金」を欠いていたのである。

さらに言えばこの平等性の強調は、農業銀行と信用社の関係を「依頼人-代理人モデル (principal-agent model)」の関係に転化させ、信用社を民間金融機関ではなくて官営金融機関化したのである^(注5)。

(注1) A. Braverman and J. L. Guasch, "Institutional Analysis of Credit Co-operatives," in *The Economic Analysis of Agrarian Institutions*, ed. P. K. Bardhan (New York: Oxford University Press, 1989).

(注2) チームにおけるモラル・ハザード問題については、B. Holmstrom, "Moral Hazard in Teams," *Bell Journal of Economics*, vol. 13, Autumn 1982, pp. 324-340を参照されたい。

(注3) J. E. Stiglitz, "Peer Monitoring and Credit Markets," in *The Economics of Rural Organization*, ed. K. Hoff, A. Braverman and J. E. Stiglitz (New York: Oxford University Press, 1993).

(注4) 「内部組織の経済学」については、例えば山本裕美「内部組織の経済学と農業組織」(同編『アジアの農業組織と市場』アジア経済研究所 1988年)を参照されたい。

(注5) 山本「中国における農業金融改革」を参照されたい。

IV 農村における民間信用

1. 温州モデル^(注1)

浙江省の温州市は1980年に金融改革実験都市に指定されている。開放都市温州市の村および村以下の家内工業に対する資金供給は、その大部分を民間信用に依存している。民間信用には、(1)直接貸借、(2)銀背、(3)私人銭庄、(4)会、(5)社会的資金調達、(6)非金融機関の貸付等がある。

(1)は個人間、企業間、企業と個人の間で行なわれている。その利率は市場によって決定され、高低がある。(2)の銀背は温州では信用仲介人を意味する。銀背は信用の仲介を行ない、一定の手続費を取得する。取引が増加するに従って銀背は兼業から専業になり、手続費の取得は預金・貸付の金利差の取得に変化し、帳簿を作り、預金・貸付金利を立て、ついには民間金融業者になっている。この種の銀背の活動は温州市および近郊農村に及んでいる^(注2)。永嘉県では、10数万元の貸付を銀背に頼めば半時間ないし1時間で調達できる。

(3)の私人銭庄は、銀背が半ば公然の半ば半地下の状態にあるのに対して、政府公認の民間金融業者である。1984年の冬から85年の春にかけて、20数人の人々が区政府または工商部門に民間金融組織の経営を申請し、4人が臨時営業許可証を得て私人銭庄を設立した。そしてそのうち3つの私人銭庄が営業を開始した。しかし、1985年後半に金融組織の設立には人民銀行の許可が必要であるという規定が通達されたので、私人銭庄は営業停止・清算に追い込まれた。

(4)の会は合会の形式で資金を調達する中国伝統の資金互助組織である。資金の用途は住宅建設、結婚、耐久消費財等の購入にある。しかし、ほとんどの場合は高利で生産・経営資金を入手する会となっている。会の名称は聚会、揺会、成会、標会等となっている。会の規模には千元会、万元会、数十万元会がある。会期には月々会、半年会、年々会がある。全期間でみると1年、3年、5年、8年のものがある。現在沿海6県(市)における会参加者数は数十万人を下らない。会の総規模は億元台に達している。すでに合会を専門に経営する会主が出現している。

(5)の社会的資金調達は温州では早くから実施されている。統計^(注3)によれば1985年6月までに社会的資金調達を行なった企業は2887に達し、全市工商企業総数の18%に及ぶ。その調達額は1億5970万元に達し、これら企業の保有資金の30%を占めている。これらの企業の大部分は郷鎮企業、各種経済連合体であり、その企業数は2141(全体の74.2%)、調達資金は1億2866万元(全体の80.6%)に達している。主要資金調達形式は株式、直接出資、プロジェクト性資金調達、臨時的調達である。調達資金の用途をみると70%が流動資金に、30%が基本建設に使用されている。調達資金の分配をみると配当、利潤は一般的に高く、ある配当は月利25%でその上利潤分配もあった。農村の経済連合体(集資連合経営)は一般には利子払いと利潤分配を採用せず、税控除後の利潤を株式に応じて完全分配している。

(6)は各種の企業事業単位が保有資金、銀行・信用社の貸付金を利用して貸借業務を行ない、利子収入を得ていることを意味する。特に農村の各種服务公司、区・郷営工業服务公司、軽工業部系統の供銷服务・労働服务公司、区・郷営生産服务公司等は、郷財政の借款、高利率の預金により、さらには会社と所属の郷鎮企業、家内工業の資金を利用して貸付を行なっている。

例えば、平陽県騰蛟区帯溪工業会社は1984年に設立され、経営は各戸別である会社であるが、85年の資金源は郷政府投資1万元、財政支出1万元、銀行貸付金3.8万元、信用社貸付金2万元に及び、その上月利1%で預金9.7万元を集めた。これらの資金は累計291戸に貸し付けられ、貸付総額は36.8万元、金利は月利1.5%であった。騰蛟区にはこの種の会社が4つあり、1985年11月までに貸付残高は55万元、金利差収

入は1万5807元であった^(注4)。平陽県と蒼南県ではこの種の会社は農村に普及し、現地の信用社と激しい競争を展開しており、中には信用社の規模を超えるものも出現している。

2. 湖南省常德地区の事例

湖南省常德地区の120戸調査^(注5)によれば、貸借戸数は1983年の52戸(全戸数の43.33%)から85年の74戸(同61.67%)に増加している(表2)。1986年上半期には貸借件数は387件、貸借金額は2万8026元に達している。1戸当りの件数は1983年上半期の2.4件から85年上半期の2.0件に減少したが、86年上半期には3.3件と増加している。1戸当りの貸借金額は1983年上半期の102.0元から85年上半期の106.0元、86年上半期の233元へと増加している。1件当りの貸借金額は1983年上半期の42.5元から86年上半期の70.6元に増加している。

1戸当りの貸借金額は1983年の221元から85年の353元へ増加している。また、同120戸調査によれば、1戸当りの貸借金額の貨幣総収入に占める比率は1983年の4.26%から85年の4.79%へ上昇している。貸借金額に占める民間信用と

銀行・信用社の信用の比率は1983年の99.6%から85年の36.0%に低下し、民間信用の比重が大きくなりつつあることを示している。

湖南省澧県の宜万、夢溪、塩井の46戸調査^(注6)によれば29戸が貸借していたが、民間金融の市場は省外にまで拡大している。1986年上半期の貸借件数は118件で、貸借金額は2万7300元に達している(表3)。件数からみると村外(他村)41件(全体の34.75%)、村内26件(同22.03%)、郷外(県内)24件(同20.34%)、県外(省内)20件(同16.95%)、省外7件(同5.93%)の順であった。他方、金額からみると、村外9100元(全体の33.33%)、郷外5600元(同20.51%)、県外5480元(同20.07%)、村内5220元(同19.12%)、省外1900元(6.96%)であった。

件数、金額ともに村外が第1位であったことは注目に値する。また1件当りの貸借金額は県外274元、省外271.4元、郷外233.3元、村外222.0元、村内200.8元の順となっている。

同46戸調査によれば、信用形式は1986年上半期の173件のうち、直接信用方式が137件(全体の79.19%)、間接信用方式が36件(同20.81%)

表2 湖南省常德地区120戸の農村民間信用調査(1983~86年)——貸借件数・金額

	1983	1984	1985	1986
貸借戸数	52	63	74	
総戸数に占める貸借戸数の比率(%)	43.33	52.50	61.67	
貸借件数				387*
貸借金額(元)				28,026*
1戸当りの件数	2.4*	2.1*	2.0*	3.3*
1戸当りの貸借金額(元)	102.0*	107.0*	106.0*	233*
1戸当りの貸借金額(通年)(元)	220.99	240.0	353	
貸借金額に占める銀行・信用社信用の比率(%)	99.6	59.8	36.0	

(出所) 陳政「対当前農村自由借款問題的看法」(『農業経済問題』1986年第12期)から作成。

(注) *各年の上半期の数字である。

表3 湖南省澧県3郷鎮の46戸の農村信用調査(1986年上半年期)——貸借範囲

	計	省 外	県 外	郷 外	村 外	村 内
貸借戸数	29					
貸借件数	118	7	20	24	41	26
	(100.00)	(5.93)	(16.95)	(20.34)	(34.75)	(22.03)
貸借金額(元)	27,300	1,900	5,480	5,600	9,100	5,220
	(100.00)	(6.96)	(20.07)	(20.51)	(33.33)	(19.12)

(出所) 表2と同じ。

(注) カッコ内は比率(%)。

を占めている(表4)。直接信用方式は貸手と借手の直接の貸借を意味する。他方間接信用方式は、標会、揺会、銀背、私人錢庄の伝統的金融を意味する。標会は入札制の下に最高の利息を提示した者が最初にその金の使用权を得る信用組織である。揺会は抽選により集めた金に対する利用順位を決定する信用組織である。一般的に毎月または半年ごとに行なわれている。銀背は資金の需要者・供給者双方を仲介する人が資金から一定の金額を取る方式である。私人錢庄は比較的規模が大きい民間の金融組織である。以上のような伝統的農村金融が復活していることは注目すべきことである。

同46戸調査は金利の資料も提供している。金

表4 湖南省澧県3郷鎮の46戸の農村信用調査(1986年上半年期)——信用形式

信用形式	件数
直接信用方式	137
	(79.19)
間接信用方式	36
	(20.81)
計	173
	(100.00)

(出所) 表2と同じ。

(注) カッコ内は比率(%)。

利は月利で15‰から24‰の範囲にわたっているが、一般的には20‰以上であるという。もちろんこの金利は銀行の金利より高いことはいうまでもない。ただし利息償還方法は、食物プラス現金の方法が採用されている場合がある。1986年上半年期の利息償還をみると57件中18件が食物で返済されている。金額ベースでみると4730元中1560元が食物で返済されている。

また1件当りの金額は2400元から80元の範囲にわたっているが、さらに詳しく述べると以下のごとくなる。1986年上半年期では100~500元88件(全体の50.87‰)、500~800元32件(同18.50‰)、800~1000元23件(同13.29‰)、1000元以上18件(同10.40‰)、100元未満12件(同6.94‰)である(表5)。

同46戸調査は貸借機関のデータ(1986年上半年期)も提示している。期間1年未満78件(全体の45.09‰)、1~2年58件(同33.53‰)、2~3年31件(同17.92‰)、3年以上6件(同3.47‰)となっている(表6)。なお最長期間は4年、最短期間は20日であった。

同46戸調査によれば、資金ソースは以下のごとくである。1986年上半年期の貸出金額は4万1700元に達しているが、そのソースは農民の手持現金2万3700元(全体の56.83‰)、銀行・信

表5 湖南省澧県3郷鎮の46戸の農村信用調査
(1986年上半年期)——貸借金額

貸借金額	件数	比率(%)
1,000元以上	18	10.40
800~1,000元	23	13.29
500~800元	32	18.50
100~500元	88	50.87
~100元	12	6.94
計	173	100.00

(出所) 表2と同じ。

表6 湖南省澧県3郷鎮の46戸の農村信用調査
(1986年上半年期)——貸借期間

貸借期間	件数	比率(%)
3年以上	6	3.47
2~3年	31	17.92
1~2年	58	33.53
~1年	78	45.09
計	173	100.00

(出所) 表2と同じ。

表7 湖南省澧県3郷鎮の46戸の農村信用調査
(1986年上半年期)——資金ソース

資金ソース	金額(元)	比率(%)
農民の手持現金	23,700	56.83
銀行・信用社預金	15,200	36.45
銀行・信用社ローン	600	1.44
民間又借り	2,200	5.28
計	41,700	100.00

(出所) 表2と同じ。

用社の預金1万5200元(同36.45%)、民間又借り2200元(同5.28%)、銀行・信用社ローン600元(同1.44%)であった(表7)。

同46戸調査によれば、借入55件1万4400元の用途は以下のごとくである。豆爆竹製造5400元(全体の37.50%)、運輸・販売5100元(同35.42%)、

表8 湖南省澧県3郷鎮の46戸の農村信用調査
(1986年上半年期)——ローンの用途

ローンの用途	金額(元)	比率(%)
農業	300	2.08
商業	2,800	19.44
運輸業*	5,100	35.42
豆爆竹製造	5,400	37.50
その他	800	5.56
計	14,400**	100.00

(出所) 表2と同じ。

(注) *販売も含む。

**借入件数55件の金額。

商業2800元(同19.44%)、農業300元(同2.08%)であった(表8)。

(注1) 袁恩楨主編『温州模式與富裕之路』上海 上海社会科学院出版社 1987年、によるところが大である。また温州モデルの社会学的分析については中生勝美「浙江省温州の民間金融と農村社会」(『アジア経済』第33巻第9号 1992年9月)を参照されたい。

(注2) この銀背が正にガーレイ=ショーが指摘する金融仲介機関の役割を果たしていることは興味深い。J. G. Gurley and E. S. Shaw, *Money in a Theory of Finance* (Washington, D. C.: The Brookings Institution, 1960)。

(注3) 袁恩楨主編『温州模式……』107ページ。

(注4) 同上書 107~108ページ。

(注5) 陳政「対当前農村自由借款問題的看法」(『農業經濟問題』1986年第12期)。

(注6) 同上論文。

V 「会」の経済分析

1. 温州市の「会」の事例^(注1)

会は中国古来の資金互助組織であり、住宅建設、結婚、耐久消費財の購入等のための支出を賄うものである。合会形式の多くは高金利で生産・経営資金を調達する組織に転化している。

従来、会の全体のデータを示した文献はほとんどなかったが、以下に3種類の会を提示しよう。表9は11人の万元聚会（楼梯会ともいう）の計算表である。本会は会主1人、会脚（会員）10人から構成されており、半年ごとに開かれ全会期は5年半とする。会主は優先的に初回会金に1万500元を取得し、次回からの支払い金は毎回100元ずつ減少していく。会脚1～10は順次得会（落札）し、会脚1は毎回1500元支払う。会脚は1～10までの毎回の支払い金額は1500～600元で100元ずつ減少している。会の開催は会主が会脚の意見を聞いて決定する。会金は5カ月以内に決済し、1日遅延すると罰金5～10元を支払わなければならない。会脚10の利息収入は4500元で月利2.27%となる。

表10は2万元成会の計算表である。本会は会主1人、会脚50人から構成されており、毎月1回開催され、全会期は51カ月に及ぶ。会主は優先的に初回会金2万元を取得し、以後毎月400

元支払う。会脚は得会前は毎回会金400元支払い、得会後は毎回800元支払う。会脚50の利息収入は1万9600元で月利約3.84%である。

表11は千元標会の計算表である。本会は会主1人、会脚32人から構成されており、毎月10日の昼に開催され、全会期は33カ月である。会主は優先的に初回会金を取得し、以後毎月10日に会金30元を支払い、入札はしない。毎月入札を1回行ない、会脚は入札で競争して得会し、以後は入札はせず固定会金30元を支払うほかに毎回利息も支払わなければならない。最後の回の会脚の利息収入は316.51元で月利約1.88%である。

以上の3種類の会における最後の回の会脚の利息はそれぞれ月利2.27%、3.84%、1.88%であり、1985年の3年定期預金利率月利0.69%、5年定期預金利率月利0.78%よりも高い。さらに会の利率は民間の貸借利率よりも低い。ここに会が隆盛を極める最大の理由があるのである。

表9 11人の万元「聚会」

(単位：元)

	支 払 会 金											支 払 会 金 総 額	収 入 会 金 総 額
	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回		
会 主	得 会	1,500	1,400	1,300	1,200	1,100	1,000	900	800	700	600	10,500	10,500
会脚1	1,500	得 会	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	15,000	10,500
2	1,400	1,400	得 会	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	14,000	10,500
3	1,300	1,300	1,300	得 会	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	13,000	10,500
4	1,200	1,200	1,200	1,200	得 会	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	12,000	10,500
5	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	得 会	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	11,000	10,500
6	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	得 会	1,000	1,000	1,000	1,000	10,000	10,500
7	900	900	900	900	900	900	900	得 会	900	900	900	9,000	10,500
8	800	800	800	800	800	800	800	800	得 会	800	800	8,000	10,500
9	700	700	700	700	700	700	700	700	700	得 会	700	7,000	10,500
10	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	得 会	6,000	10,500

(出所) 袁恩楨主編『温州模式與富裕之路』上海 上海社会科学院出版社 1987年 104ページ
表1より引用。

表10 51人の2万円「成会」

(単位：元)

	収入会 金総額	支払会 金総額		収入会 金総額	支払会 金総額		収入会 金総額	支払会 金総額		収入会 金総額	支払会 金総額
会主	20,000	20,000	会脚13	24,800	34,800	会脚26	30,000	29,600	会脚39	35,200	24,400
会脚1	20,000	39,600	14	25,200	34,400	27	30,400	29,200	40	35,600	24,000
2	20,400	39,200	15	25,600	34,000	28	30,800	28,800	41	36,000	23,600
3	20,800	38,800	16	26,000	33,600	29	31,200	28,400	42	36,400	23,200
4	21,200	38,400	17	26,400	33,200	30	31,600	28,000	43	36,800	22,800
5	21,600	38,000	18	26,800	33,800	31	32,000	27,600	44	37,200	22,400
6	22,000	37,600	19	27,200	32,400	32	32,400	27,200	45	37,600	22,000
7	22,400	37,200	20	27,600	32,000	33	32,800	26,800	46	38,000	21,600
8	22,800	36,800	21	28,000	31,600	34	33,200	26,400	47	38,400	21,200
9	23,200	36,400	22	28,400	31,200	35	33,600	26,000	48	38,800	20,800
10	23,600	36,000	23	28,800	30,800	36	34,000	25,600	49	39,200	20,400
11	24,000	35,600	24	29,200	30,400	37	34,400	25,200	50	39,600	20,000
12	24,400	35,200	25	29,600	30,000	38	34,800	24,800			

(出所) 表9と同じ(105ページ 表2)。

表11 33人の千円「標会」

(単位：元)

期日	標息*	得会金額	期日	標息*	得会金額	期日	標息*	得会金額
1982/ 8/10	会主	990	7/10	13.10	1,091.86	6/10	7.82	1,214.28
9/10	12.50	990	8/10	7.10	1,104.96	7/10	9.00	1,222.10
10/10	5.80	1,002.50	9/10	7.70	1,112.06	8/10	11.50	1,231.10
11/10	7.26	1,008.30	10/10	14.81	1,119.76	9/10	9.10	1,242.60
12/10	8.10	1,015.56	11/10	12.05	1,134.57	10/10	6.51	1,251.70
1983/ 1/10	12.50	1,023.66	12/10	12.20	1,146.62	11/10	7.50	1,258.21
2/10	7.19	1,036.16	1984/ 1/10	5.13	1,158.82	12/10	8.30	1,265.71
3/10	12.30	1,043.35	2/10	9.15	1,163.95	1985/ 1/10	8.30	1,274.01
4/10	7.80	1,055.65	3/10	17.30	1,173.10	2/10	7.20	1,282.31
5/10	12.80	1,063.45	4/10	7.78	1,190.40	3/10	17.00	1,289.51
6/10	15.61	1,076.25	5/10	16.10	1,198.18	4/10	尾会	1,306.51

(出所) 表9と同じ(106ページ 表3)。

(注) * 落札したときの利息。

2. 旧中国における「会」組織^(注2)

(1) 「輪会」

旧中国における会は会金取得方法により輪会、揺会、標会に分類される。輪会は「坐次輪取」の法といわれ、会員の得会の順序を最初に決定し、変更は許されない。会金は得会の早い者ほど多く、遅い者ほど少ない。なぜなら前者が後

者に利息を支払うからである。輪会には、会を組織する首会が元金のみを償還し利息を払わない旧式輪会と、首会が元金と利息を支払う新式輪会がある。

旧式輪会の会金分配表は表12に示されている。この例は30元7人輪会であり、首会は1回目に得会し、初回会金はそれぞれ、2会7.50元、3

会6.50元、4会5.50元、5会4.50元、6会3.50元、末会2.50元である。首会は得会后第2回の会金7.50元から順次1元ずつ減少した会金を第7回の2.50元まで支払い、拠出金総額は30元で利息を支払わない。2会は2回目に得会し、3～7回は1回目と同じ会金7.50元を支払い、拠出金総額は45元となる。同様な支払い方法に従い、各会員の拠出金総額は3会39元、4会33元、5会27元、6会21元、末会15元となる。2会～4会は利息を支払い、5会～末会は逆に利息を受け取る構造になっている。末会は30元の得会額に対して拠出金総額は15元で、差し引き15元は利息収入となっている。

30元7人輪会の新式輪会の会金分配表は表13に示されている。首会は元金+利息を支払う。首会は1回目に得会し、それ以降毎回7.50元支払う結果、拠出金総額は45元となり、15元が利息となる。2会は初回到7.50元の会金を支払い、2回目に得会し、以後毎回6.50元支払う結果、拠出金総額は40元となり、そのうち10元が利息となる。同様の支払い方法で各会員の拠出金総

額は3会35元、4会30元、5会25元、6会20元、末会15元となる。以上要するに首会から3会までは利息を支払い、4会は利息支払いゼロとなり、5会～末会は利息を受け取る。

新式輪会と旧式輪会の相違としては、旧式輪会の4会は3元の利息を支払うのに新式輪会の4会は無利息であり、旧式輪会の2会、3会の利息支払いが、新式輪会の2会、3会の利息支払いより多いという事実があるが、このことは新式輪会の利息の低いことを意味している。これは畢竟新式輪会の首会が元金+利息を支払うことに依るのである。

(2) 「搖会」

搖会は、得会の順序が3個、4個あるいは6個のサイコロを用いて決められるという特徴をもっている。搖会には堆積会と縮金会がある。堆積会では首会が元金のみを返済するだけであるが、縮金会では首会が元金+利息を支払う。そして搖会の会金は得会の前後において同一であることを旨とする。

いま堆積会である11人100元会の会金分配表

表12 「旧式輪会」の事例——30元7人輪会

(単位：元)

	拠 出 金							拠出金総額	実収金額－ 拠出金総額
	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回		
首 会	30.00	7.50	6.50	5.50	4.50	3.50	2.50	30	0
2 会	7.50	30.00	7.50	7.50	7.50	7.50	7.50	45	-15
3 会	6.50	6.50	30.00	6.50	6.50	6.50	6.50	39	-9
4 会	5.50	5.50	5.50	30.00	5.50	5.50	5.50	33	-3
5 会	4.50	4.50	4.50	4.50	30.00	4.50	4.50	27	+3
6 会	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	30.00	3.50	21	+9
末 会	2.50	2.50	2.50	2.50	2.50	2.50	30.00	15	+15

(出所) 清水盛光『中国郷村社会論』岩波書店 1951年 504ページ。

(注) 旧式輪会では、首会は「還出無息(元金のみ支払い、利息は支払わない)」の方式に従う。「実収金額－拠出金総額」は筆者が付加した。

表13 「新式輪会」の事例——30元7人輪会

(単位：元)

	拠 出 金							拠出金総額	実収金額－ 拠出金総額
	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回		
首 会	30.00	7.50	7.50	7.50	7.50	7.50	7.50	45	-15
2 会	7.50	30.00	6.50	6.50	6.50	6.50	6.50	40	-10
3 会	6.50	6.50	30.00	5.50	5.50	5.50	5.50	35	-5
4 会	5.50	5.50	5.50	30.00	4.50	4.50	4.50	30	0
5 会	4.50	4.50	4.50	4.50	30.00	3.50	3.50	25	+5
6 会	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	30.00	2.50	20	+10
末 会	2.50	2.50	2.50	2.50	2.50	2.50	30.00	15	+15

(出所) 表12と同じ(504~505ページ)。

(注) 新式輪会では、首会は「選出加息(元金+利息を支払う)」の方式に従う。「実収金額-拠出金総額」は筆者が付加した。

表14 「搖会」(「堆積会」)の事例——11人100元会

(単位：元)

	拠 出 金											拠出金総額	実収金額－ 拠出金総額
	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回		
首会	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100	0
2会	10	110	10	12	12	12	12	12	12	12	12	128	-18
3会	10	10	112	10	12	12	12	12	12	12	12	126	-14
4会	10	10	10	114	10	12	12	12	12	12	12	124	-10
5会	10	10	10	10	116	10	12	12	12	12	12	122	-6
6会	10	10	10	10	10	118	10	12	12	12	12	120	-2
7会	10	10	10	10	10	10	120	10	12	12	12	118	+2
8会	10	10	10	10	10	10	10	122	10	12	12	116	+6
9会	10	10	10	10	10	10	10	10	124	10	12	114	+10
10会	10	10	10	10	10	10	10	10	10	126	10	112	+14
末会	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	128	110	+18

(出所) 表12と同じ(508ページ)。

(注) 堆積会の利息は2元とし、首会は元金のみを返済し、利息は支払わない。「実収金額-拠出金総額」は筆者が付加した。

が表14に示されている。利息は2元であると仮定する。首会は初回に得会し、その後毎回10元支払い、拠出金総額は100元になり、利息は支払わない。2会は2回目に得会するが、得会額は110元で自己の会金10元を差し引き、100元となる。2会は3回目以後は毎回会金12元を支払い、拠出金総額は128元となる。3会は3回目に得会するが、得会額は112元で自己の会金10元を差し引き、102元となる。3会は4回目以後毎回会金12元を支払い、拠出金総額は126元となる。同様の支払い方法により、末会の拠出金総額は110元となる。

利息支払いからみると、首会ゼロ、2会18元、3会14元、4会10元、5会6元、6会2元であり、他方利息受取りからみると、7会2元、8会6元、9会10元、10会14元、末会18元となる。

次に11人100元の縮金会の会金分配表をみてみよう(表15)。首会は初回に得会し、2回目以降毎回12元を支払い、拠出金総額は120元となる。2会は2回目に得会し、得会額は100元から自己の会金8.8元を差し引いた91.2元となる。つまり初回の会金は10元であったが、2回目の会金は100元から首会の会金12元を差し引いた額を10人で分担するから8.8元となる。3～9回目も同様の支払方法によるが、10回目には首会の会金12元と2会～9会の会金11.2元を加えると101.6元となり、10会の得会額を100元とすると、残り1.6元を10会、末会に利息として振り分ける形になっている。また11回目の末会の得会額は102元となっている。このように縮金会では首会以外の会員の会金は得会以前・以後でも回を重ねるにつれて縮小することになるため、縮金会と呼ばれているのである。

実収金額と拠出金総額との差額をみると、首

会-20.00元、2会-24.00元、3会-20.44元、4会-16.44元、5会-11.87元、6会-6.54元、7会-0.14元、8会+7.86元、9会+18.53元、10会+30.53元、末会+42.53元となり、首会～7会は利息を支払い、8会～末会は利息を受け取ることになる。

(3) 「標会」

標会は「奪標(優勝する)」の意味を有している。得会者と得会額を決定するために毎回入札を行なう。首会が初回に得会し、2回目以降会員は利息額の入札を行ない、最高額の入札者が得会する。したがって標会は投機的要素が非常に強いという特徴をもっている。それゆえ往々にして会が潰れる危険性を孕んでいる(注3)。伝統的には所得水準の高い都市部で発達した。

3. 「会」の経済学的分析

文化人類学者ギアーツ(C. Geertz)(注4)は、講(中国では会)を伝統的価値体系に基づく動機付けから近代合理性に基づくそれへの転換における1つの「中間的踏棒」と規定する。そして、講は経済活動の純粋分化と伝統的価値の維持との相反する力を均衡させるとともに、前者が合理的経済行動様式を促進する機能を有しているとみる。

しかしながら、講は、金融市場が未発達のため参加者が容易に金融市場へアクセスできない場合に組織され、少人数の単純な組織形態のものに限られるので、それが寄与できる範囲や経済活動の水準には限界がある。市場の発達とともにより発達した講では、伝統的要素は後退して法的経済規制が強化され、企業化し、信用協同組合、信用金庫、相互銀行に進化することになる(注5)。

この講は ROSCAS (rotating savings and

表15 「搖会」(「縮金会」)の事例—11人100元会

(単位:元)

	拠 出 金											拠出金 総 額	実収金額 －拠出金 総額
	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回		
首会	100.000	12.000	12.000	12.000	12.000	12.000	12.000	12.000	12.000	12.000	12.000	120.000	-20.000
2会	10.000	100.000 8.800	12.000	12.000	12.000	12.000	12.000	12.000	12.000	11.200	10.000	124.000	-24.000
3会	10.000	8.800	100.000 8.444	12.000	12.000	12.000	12.000	12.000	12.000	11.200	10.000	120.444	-20.444
4会	10.000	8.800	8.444	100.000 8.000	12.000	12.000	12.000	12.000	12.000	11.200	10.000	116.444	-16.444
5会	10.000	8.800	8.444	8.000	100.000 7.430	12.000	12.000	12.000	12.000	11.200	10.000	111.874	-11.874
6会	10.000	8.800	8.444	8.000	7.430	100.000 6.666	12.000	12.000	12.000	11.200	10.000	106.540	-6.540
7会	10.000	8.800	8.444	8.000	7.430	6.666	100.000 5.600	12.000	12.000	11.200	10.000	100.140	-0.140
8会	10.000	8.800	8.444	8.000	7.430	6.666	5.600	100.000 4.000	12.000	11.200	10.000	92.140	+7.860
9会	10.000	8.800	8.444	8.000	7.430	6.666	5.600	4.000	100.000 1.333	11.200	10.000	81.473	+18.527
10会	10.000	8.800	8.444	8.000	7.430	6.666	5.600	4.000	1.333	100.000 0.800	10.000	70.273	+30.527
末会	10.000	8.800	8.444	8.000	7.430	6.666	5.600	4.000	1.333	0.800	102.000	60.273	+42.527

(出所) 表12と同じ(509ページ)。

(注) (1) 縮金会の利息は2元とし、首会は元金+利息を支払う。「実収金額-拠出金総額」は筆者が付加した。

(2) 10回の会するとき、首会から9会までの拠出金が合計101.6元になったために、0.8元ずつ10会と末会に利息として与えられた。

(3) 11回の会するとき、末会は2元の利息を得ている。

credit associations) と呼ばれており、その実証分析は数多くあるが、理論的分析はギアーツ論文以来皆無と言って良いほどであったが、ベスリー＝コーツ＝ローリー (T. Besley=S. Coate=G. Loury) が先鞭をつけた^(注6)。彼らは、個人がある不可分性の耐久消費財購入のために貯蓄する多期間モデルを作成して分析した結果、次のような結論を得た。籤またはサイコロ等によってランダムに順番を決める講も入札によって当選者を決める講も、信用市場を利用できないときその会員の厚生水準を高める。そして妥当な効用関数の下では、個人が同じ選好をもつ場合にはランダムな配分が選好される。この結論は個人が同質でない場合は成立しない。彼らはさらに、これら2つの講の配分は効率的でないこと、個人は入札による講よりも信用市場を利用する場合にその厚生水準が高まること、ランダムな配分による講は信用市場における場合よりも高い期待効用をもつかも知れないこと、を結論として挙げている^(注7)。

「内部組織の経済学」から会を分析してみよう。第1に温州市の聚會は旧中国の旧式輪会に相当するものである。旧式輪会の首会は元金のみ支払い利息は支払わない。他の会員についてみると得会の早い者は利息を支払い、得会の遅い者は利息を受け取る。会員は得会までは預金者であり、得会以後は債務者となる。首会はリスク回避者であり、他の会員は利息を支払うリスク中立者と利息を支払わないリスク回避者に分けられる。代理人がリスク中立的であるときグループ・インセンティブが働く。このようなインセンティブ・システムの下では、グループの罰則が存在するとき最適解が得られる。旧中国の場合、村の社会的規制が強かったことが旧

式輪会の隆盛をもたらしたといえる。会員については、得会の早いリスク中立グループが支払う利息を、得会の遅いリスク回避グループが受け取るシステムになっている。リスク回避者に対しては監視が必要となる^(注8)。

旧中国の新式輪会の首会は、元金+利息を支払うのでリスク中立的である。他方会員は、得会の早いリスク中立グループと得会の遅いリスク回避グループに分けられる。旧式輪会と同様にリスク中立グループ(首会を含める)が支払う利息を、リスク回避グループが受け取るシステムになっている。

温州市の成会は旧中国の搖会の一種の堆積会と同じものである。堆積会の首会は元金のみを返済し、利息を支払わないからリスク回避者である。会員もリスク中立グループとリスク回避グループに分けられ、前者の支払う利息を後者が受け取るシステムとなっている。堆積会と旧式輪会の相違は前者が得会の順序をサイコロ等で決定することにある。

旧中国の搖会の一種である縮金会の首会は、元金+利息を支払うからリスク中立的である。会員の状況については輪会と同様である。温州市の標会は旧中国の標会と全く同一のものである。まず首会が初回の会金を獲得した後は、毎回得会者と得会金額を利息額の入札によって決定する。首会は得会後元金は返済するが利息は支払わないからリスク回避者である。その他の会員にとっては、利息額を高くすればするほど得会の可能性は高まる。つまりその他の会員はリスク中立的である。しかし、ここに会員のモラル・ハザードの問題が存在する。このモラル・ハザードを回避するためには、監視が必要となるのである。会員を少人数に限定し、村の親

戚・知人を優先するという事実は、この監視コストの引き下げを意味しているのである(注9)。

結局、会はきわめて動学的現象であるから、会の分析は静学的分析ではなく動学的分析によるべきである。会は異時点間の契約であり、ゲーム理論で言う有限の繰り返しゲームとみるべきであろう。このゲームにおいては相手に対する情報の不完全性があり、また異時点間の契約であるために割引因子(したがって利子率)が存在するのである。プレイヤーマン=グアッシュも信用組合の動学的分析を無限の繰り返しゲームと捉えて、その解は非協力ゲームのナッシュ解となるとみている(注10)。いずれにしるこの視角からの分析が必要であろう。

(注1) 袁恩楨主編『温州模式……』。

(注2) 清水盛光『中国郷村社会論』岩波書店 1951年、によるところが大である。

(注3) 例えば、不況期に会が潰れることについては、Fei Hsiao-Tung, *Peasant Life in China: A Field Study of Country Life in Yangtze Valley* (London: Routledge & Kegan Paul, 1939) の第4章を参照されたい。

(注4) C. Geertz, "The Rotating Credit Association: A 'Middle Rung' in Development," *Economic Development and Cultural Change*, vol. 10, no. 3, Apr. 1962, pp. 241-263.

(注5) この点についての日本の事例の分析については、本号の万木論文(万木孝雄「日本における農村信用組合の形成過程——インフォーマル組織から組合金融機関への転化——」[『アジア経済』第37巻第3号 1996年3月])および朝倉孝吉『明治前期日本金融構造史』岩波書店 1961年を参照されたい。

(注6) T. Besley, S. Coate and G. Loury, "The Economics of Rotating Savings and Credit Associations," *American Economic Review*, vol. 83, no. 4, Sept. 1993, pp. 793-810.

(注7) T. Besley, S. Coate and G. Loury, "Rotating Savings and Credit Associations, Credit Markets and Efficiency," *Review of Economic*

Studies, vol. 61, 1994, pp. 701-719.

(注8) Holmstrom, "Moral Hazard in Teams" を参照されたい。

(注9) 会の会員を親戚等に限定する事実については、中国農村慣行調査刊行会編『中国農村慣行調査 第2巻』岩波書店 1981年 208ページを参照されたい。

(注10) Braverman and Guasch, "Institutional Analysis..." を参照されたい。

結 語

中国の農民が他の発展途上国の農民と同様に信用割当を被っていることは確かである(注1)。資金不足に悩む農民に本来資金を供給すべき信用社の展開過程を検討すると、ライフアイゼン型の信用組合として組織された旧中国の信用社も新中国の信用社も、農民の、農民による、農民のための信用社ではなかったと結論できる。旧中国・新中国の信用社は、現実に農民に対して信用割当を行っていた事実が明らかとなっている。信用社本来の経済的機能には個々の農民のリスクをプールするという利点があるが、農民の他の農民に対する戦略的行動はナッシュの非協力ゲームであり、一般的な所得のプールに対して自らの貢献度が低くならざるを得ない。そのような状況の下での分配はパレート最適ではない。非効率の原因はモラル・ハザードとフリー・ライダーの問題にある。信用組合の効率化を図るためには、この2つの問題を解決しなければならない。さらにはそれ以上に、中国の信用社は農業銀行により預金を吸い上げられ、経営的にも支配されていたのである。つまり信用社は農業銀行のエージェントに過ぎなかったのであり、この状況から脱却するには民営化が必要であろう。

農村における民間信用の発展を、公的金融を補完するものとみるか、または公的金融に対立するものとみるかは重要な点である。旧中国では、公的農業信用として会の役割は非常に大きかったといえる。輪会、協会、標会は形式は若干異なるが、金融組織としてはリスク・シェアリングと監視の問題を制度的に上手く解決した効率的な組織であると思われる。鄧小平政権の農業金融改革では民間信用の活力を利用する方針の下で会も公認されていたが、1988年9月の第13期3中全会以降、経済運営の実権を掌握した保守派により農民間の金の貸借を認めない引締政策が取られた。しかし、その後なしくずし的に公認されているようである。

中国経済が真に成長するためには、経済改革と対外開放政策は継続せざるを得ない。また、金融政策の推進は必然的に金融市場の形成に向かわざるを得ない。したがって、会をはじめ種々の農村の民間金融も農村貯蓄動員の手段として、また公的金融の補完物として認めざるを得ないのではなからうか(注2)。

(注1) 山本「中国における農業金融改革」を参照されたい。

(注2) Asian Development Bank, *Informal Finance: Some Findings from Asia* (Hong Kong: Oxford University Press, 1992) 中の T. N. Srinivasan, "Some Analytics of Borrowing and Lending" は、見事に図を用いて民間金融が公的金融の補完物であることを証明している。

付録 「信用合作社章程準則草案」(1951年)

第1章 総則

第1条 本社は県区村(郷)信用社とし、村(郷)に置く。

第2条 本社は村(郷)と村(郷)の労働人民が

相互扶助の原則に基づき、出資金を集め、預金を吸収し、有無相通じ、社員の生産・生活上の困難を解決し、生産を進展させ、生活を改善するものである。

第3条 本社員は有限責任とし、特別の損失に対しては出資金による賠償を限度とする。

第2章 業務

第4条 本社は社員の必要と能力により国家銀行の指導と監督を受け、計画を策定し、下記の業務を経営する。

- (1) 社員の預金と貯蓄(現金および実物)を受け取り、必要なきときは団体・非社員の預金を受け取る。
- (2) 本社は社員の生産・生活に必要な資金(現金および実物)を貸し付けるが、資金の余ったときは非社員に貸し付けできる。
- (3) 借入。
- (4) 国家銀行の委託を受け、業務を代行する。
- (5) 社員および各種合作社・機関・団体の信託業務を行なう。
- (6) その他の社員大会が決議した業務。

本社金利規定は国家銀行の同意を得なければならない。

第5条 本社業務は年度、四半期計画により進め、すべて国家銀行、国営貿易機構および各種合作社との相互業務は均しく合同経営制を採る。

第6条 本社は正確な計画を求め、支出を節約し、資金回転を速め、業務経営と収支状況は必ず規定に従い、汚職・浪費を厳禁する。

第3章 社員

第7条 およそ本社区域内に居住する男女労働人民は年齢満16歳で公権を奪われた者を除いて本社に加入し社員になることを申請できる。18歳に満たない者は被選挙権を有しない。

第8条 社員が入社するとき入社費と出資金(人また農家1戸を出資金とすることも可)を納めなければならない。入社費は人民元0.1

元、出資金は少なくとも1口で1口の金額は米20~30斤である。出資金の多少にかかわらず1表決権のみとし、貧困なため入社費・出資金を一括払いできない者は理事会の許可により分割納付できるが、期限は6カ月を超えてはならない。入社費と第1回目の出資金を納めた者は社員資格を取得でき、社員証を発行する(社員証は供銷社規定を参照して制定する)。本社社員証は他人に譲渡または貸与してはならない。

第9条 社員は自ら退社申請できるが、年末決算の1カ月前に提示しなければならない。そして年末決算後1カ月以内にその出資金を返還し、もし損失があれば、出資口数に応じて控除し、もし利益があれば出資口数に応じて分配する。社員が移動するとき理事会の許可を経て1カ月以内にその出資金を返還する。社員退社に際して入社費は一律に返還しない。社員が死亡したときは出資金はその合法的継承人に返還するが、また継承人は損失分担責任を負う。

第10条 本社社員の義務は以下の通りである。

- (1) 入社費と出資金を納める。
- (2) 社章および本社所定の各種規則を遵守し、本社の決議に服従する。
- (3) 本社利益を保証し、本社財産を保護する。
- (4) 新社員を獲得する。
- (5) 本社の呼びかけに応じて積極的に本社の各種活動に参加する。

第11条 本社社員の権利は以下の通りである。

- (1) 本社預金、貯蓄、貸付その他の業務を共有する権利。
- (2) 選挙と被選挙権。
- (3) 本社業務、財務、組織等の工作に対して諮問、批判、建議する権利。
- (4) 本社の各種文化、厚生等福祉施設を享受する権利。

第12条 社員で本社の発展・強化に功績のあった者は、社員大会を経てまたは社員代表大会

を通じて表彰の奨励か物質的奨励を与える。

社員が社章、社規または大会決議事項に違反したとき情状酌量できる者は訓戒、警告あるいは除名の処分とする。社員除名は社員大会または社員代表大会の決議を経て執行する。ただし、合作社を破壊し、情状酌量できない者は理事会がまず除名し、社員大会または社員代表大会に報告し、追認する。

第4章 組織

第13条 本社最高権利機関は社員大会または社員代表大会とし、社員代表は社員の直接選挙で選ばれる。代表人数と選挙方法は当地の実状と社員人数を勘案して決定する。

第14条 社員大会と社員代表大会は以下の職権を有する。

- (1) 社章の決定・修正、出資金の増額、本社の解散と(または)その他の社との合併等の問題の決議。
- (2) 理事主任および理事、監事主任および監事の選挙と罷免並びに本社理事・監事処分問題の審査・決議。
- (3) 本社業務方針、計画、予算および理事会の工作報告と決算の審査と決議。
- (4) 剰余分配あるいは欠損補填の議案の決議。
- (5) 社員の除名または奨励事項の決議。
- (6) その他重要問題の討論と決議。

第15条 社員大会または社員代表大会は半年ごとに1回開会し、理事会がこれを招集する。下記の場合には臨時の社員大会または社員代表大会を開催できる。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 監事会の要求。
- (3) 社員の5分の1または代表の3分の1以上の請求。
- (4) 国家銀行の建議。

理事会は上記の要求または建議に接したとき10日以内に社員大会または社員代表大会を開催し、大会議事録は大会主席の署名

後社内には保存し、大会決議は国家銀行に報告し、審査を受ける。

第16条 理事会は本社の執行機関であり、理事5～10人で組織される。理事主任は理事互選による。必要なときには主任を互選で1人から3人にできる。

第17条 理事会の職権は以下の通りである。

- (1) 社員大会または社員代表大会の決議と国家銀行の支持を執行する。
- (2) 本社の社員の拡充と業務計画を制定し、社員大会または社員代表大会に提案し、決議し、国家銀行の批准を経てこれを執行する。
- (3) 対外的には本社を代表して契約を締結する。
- (4) 社員大衆に対して教育工作を行ない、社員を組織して各種社会活動に参加させる。
- (5) 本社工作人員の任命と移動。
- (6) その他本社の業務、財務、組織等の執行事項。理事会は厳格に各種報告制度を遵守・実行し、定期的に社員大会または社員代表大会と国家銀行に業務、財務、組織等の工作報告をする。

第18条 理事会は経営業務を担当し、本社の一切の財産を保護し、もし法に背き職責を果たさず、私利を図り、欠損を生じさせたとき当事者は法律上の責任を負う。

第19条 理事会は毎月少なくとも1回開催し、必要なときには臨時会議を開催でき、理事主任がこれを招集するが理事会開会前に監事会に通知し、監事を列席させる。

第20条 監事会は本社の監察機関であり、社員全体の監督と理事会の工作の検査を代表して行ない、監事3～9人がこれを構成し、主任1名が監事の互選により選ばれる。

現職理事、退職の手続きの終わっていない理事およびその親族を監事に選ぶことはできない。

第21条 監事会の職権は以下の通りである。

- (1) 理事会の大会決議、国家銀行の支持、政府法令の執行状況を監督する。

- (2) 本社の業務経営、財務会計の状況を監督検査する。

- (3) 理事会と本社工作人員の服務状況を監督する。

- (4) 社員の意見を聞き、理事会に諮問または建議を提出する。

- (5) 理事会に列席する。

- (6) もし理事会に違法不正行為があったとき理事会に臨時社員大会または社員代表大会の開催を要求し、並びにすぐに国家銀行に報告し、国家銀行がその解決を指導する。

第22条 監事会は毎月1回開催し、必要なときには臨時会議を招集開催し、監事主任がこれを招集し、会議の決議事項は理事会に通知し、並びに国家銀行に報告する。理事会は通知を受け取ってから10日以内に異なる意見を提出しない場合は通知に従って執行する。

第23条 社員大会または社員代表大会、理事会、監事会は均しく3分の2以上の出席で開会でき、過半数以上の賛成で初めて決議できる。

社員代表、理事および監事はある決議に同意できないとき自己の意見を会議議事録に記入できる。

第24条 本社社員代表、理事、監事の任期は均しく1年とし、連続選任できる。

第25条 本社社員は居住地域、業務上の都合により小組（1組は15人前後とし、小組長を選任する）を編成し、理事会の指導の下に以下の工作を行なう。

- (1) 社員預金を動員・組織し、社員の借款を審査し、その借款の用途を監督し、回収を保証する。

- (2) 理事会決議を伝達し、並びに社員の要求を吸収し、合作社に対する批判と建議を行なう。

- (3) 小組を通じて社員に対する宣伝教育を行ない、社員の合作社に対する認識を高める。

- (4) 社員の経済状況、特に資金状況を了解し、

社員預金を動員し、社員の生産を援助する。

第5章 資金と決算

第26条 本社の資金源は以下の通りである。

- (1) 社員の入社費。
- (2) 社員の出資金。
- (3) 公積金。
- (4) その他未返還の収入。
- (5) 預金。
- (6) 借入金。

第27条 本社は毎年1月1日から12月31日までを会計年度とし、理事会は年度終了時に通年の工作報告、貸借対照表、損益計算書、財産目録、次年度業務計画と予算を作成して監事会へ送付し、その審査後社員大会または社員代表大会へ提出決議し、国家銀行へ報告し行政登録する。

第28条 年末決算時に本社に剰余があるときは以下の基準に従い剰余分配案を作成し、社員大会または社員代表大会に提出決議し、国家銀行の批准後分配を実行する。

- (1) 公積金は剰余の40%以上で本社の蓄積基金とし、業務拡充、欠損補填に用いる。
- (2) 公益金は剰余の20%で社員の文化、娯楽、医薬、厚生等福祉施設、本社の功績のある社員に対する奨励に支出する。
- (3) 本社工作人員奨励金は剰余の10%とする。
- (4) 教育基金は剰余の10%とし、社員・幹部教育訓練工作に用いる。
- (5) 出資金は配当しないのが原則であるが、配当が必要なときでも剰余の20%を超えてはならない。あるいは1年預金の利息を超えては

ならない。

第29条 本社の年末決算で欠損が生じたとき、公積金、出資金、未返済収入で順次補償する。不足したときは社員は賠償責任を負わない。

第30条 本社が下記のような状態にあるとき、社員大会あるいは社員代表大会の決議と国家銀行の批准を経て業務を停止して解散することができる。

- (1) 社員人数が過少の場合。
- (2) 他の合作社との合併。
- (3) 累積赤字のために経営が継続できない場合。

第31条 本社が解散を決定したとき、社員大会または社員代表大会は3～5人を選出し、清算委員会を組織し、剰余があるときは、公積金、公益金の分配はできないことを除いて（国家銀行に預金して信用合作社発展基金とする）、その剰余の分配案を社員大会または社員代表大会を通じて国家銀行に報告して批准を受け、これを分配する。損失のあるときは第29条の規定に従って処理する。

第6章 付則

第32条 本章程は社員大会または社員代表大会で決議し、政府委託機関の批准・登記後これを施行する。修正のときも同様である。

(アジア経済研究所開発研修室長)

〔付記〕 本稿は1989年度「アジア農村における民間金融問題」研究会（主査 山本裕美）の成果を改稿したものである。